

議案第一六号

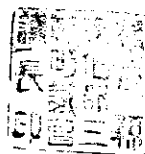
公営三朝ノースホテル使用条例の制定ニ付
ノースホテル使用条例を別紙のとおり制定する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第

号

公営三朝ユース、ホステル使用条例（案）

（目的）

第一条 この条例は公営三朝ユースホステル（以下「ホステル」という）の使用について使用料その他、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の手続き及び承認）

第二条 ホステルの使用については別に定める申込書又は電信、電話及び口頭で申込み、町長の許可を得なければならない。

2. 承認は特別の事情がある場合を除き申込順による。

3. 町長はホステルの管理上必要があるときは承認に際して条件をつけることが出来る。
(使用の制限)

第三条 ホステルの使用に当り、公共の秩序及び風俗をみだし、公益を害するおそれがあるとき町長が認めるときは使用の承認をしないこと、又は承認を取消しすることが出来る。

2. 宿泊者は三日を超えて宿泊することが出来ない。但し町長が政で特別の事由がある

と認めた場合はこの限りでない。

(使用料)

第四条 ホステルの使用料は別表一定員は別表二の通りとする。

2. 使用者は帰去するまでに使用料を納付しなければならない。但し特別の事由により町長が止むをえないと認めたときは、この限りでない。

(飲酒その他の禁止)

第五条 使用者は飲酒その他町長が禁止する行為をしてはならない。

(賠償責任)

第六条 使用者が建物又は備付物品、装飾品その他附屬物に損傷を与えたときは、その費用を賠償しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 町長が必要と認めたときは使用料を減免することが出来る。

(使用料の滞付)

第八条 納付後にかかる使用料は滞付しない。但し使用するものの責任によらないで使用出来なかつたときはこの限りでない。

(補 則)

第九條 この条例に定めるもののほか使用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年九月二日より適用する。

別表一

区分		一人につき
単位	金額	
宿泊料	一泊	二〇〇円
朝食料	一食	一〇〇円
夕食料	一食	一五〇円
中食料	一食	一〇〇円以内
自炊料	一回	二〇円
スリーピングシート使用料	三泊以内	五〇円
集会室使用料	一日	二〇円
暖房料	一泊	六〇円

その他の規定

1. 暖房料は十二月一日から三月三十一日迄とする。但し集会室使用者は一人一〇円とする。

2. 集会室使用料は午前十時から午後三時迄の間とする。

別表二

女子	男子	区分
二十四人	二十四人	定員
	休養室定員は二名とする	備考